

理事会運営規則

神石高原地域創造チャレンジ基金

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、一般財団法人神石高原地域創造チャレンジ基金（以下、財団という。）の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成及び出席)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(開催と招集)

第 3 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 代表理事以外の理事から前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 197 条において準用する同法第 100 条に規定する場合において、必要があると認めて代表理事に招集の請求があったとき

(5) 監事から前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会開催日とした理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

4 理事会は代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは各理事）が招集する。ただし、前項第 3 号により理事が招集する場合及び第 5 号により監事が招集する場合はこの限りでない。

5 代表理事は、第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

6 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の書面又は電磁的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第4条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、代表理事が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

(運営と決議)

第5条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。理事会の運営にあたり、次の事項を行うものとする。

(1) 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(2) 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

(3) 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

(4) 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

(決議の省略)

第6条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 理事は、前項に定める提案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがある

と認める場合には、その旨及びその理由を代表理事（代表理事において自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、他の理事）に申し出るものとする。

（報告の省略）

第7条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、定款第27条第3項の報告については、この限りではない。

（議事録）

第8条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事）及び監事は、これに記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

2 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第2章 理事会の権限

（権限）

第9条 理事会は、この財団の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに理事の選定及び解職を行う。

（決議事項）

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 財団の業務執行の決定
- ロ 代表理事の選定・解任
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
- ル その他法令に定める事項

(2) その他事項

- イ 下記の規則の制定、変更及び廃止

- ① 倫理規程
- ② 報酬に関する規程
- ③ 経理規程
- ④ 事務局規程
- ⑤ 会員に関する規程
- ④ その他必要な事項の規程
- ロ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第 11 条 代表理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が利益相反等取引をしたときは、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第3章 事務局

(事務局)

第 12 条 理事会の事務局には、財団事務局が当たる。

第4章 雑則

(改 廃)

第 13 条 この規則の改廃は理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 9 月 26 日に一部改訂した。